

鈴鹿市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業の開始について

1 趣旨

聴力の低下は、耳からの情報が減少し、コミュニケーション不足を招くことから、認知症、うつ病等の発症の危険因子の一つとされています。

そのため、聴力が低下している50歳以上の中高年齢者に対して補聴器の早期装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることを目的として、鈴鹿市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業を開始いたします。

2 抽選申込

令和7年度は、助成金の交付申請に先立ち「抽選申込み」が必要です。助成対象者の上限数（50人）を超える申込みがあった場合は抽選を行い、当選者のみ交付申請を行っていただけます。

(1) 申込期間

令和7年9月1日（月）から9月30日（火）まで（必着）

(2) 申込方法

- ①抽選申込フォーム（市ウェブサイトで公開）
- ②抽選申込書を郵送
- ③抽選申込書を窓口で提出

※ 抽選申込書は市ウェブサイトから、または、鈴鹿市役所本館1階17番長寿社会課窓口で取得できます。

3 助成対象者

以下のすべてを満たす方を対象とします。

- ・身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない方
- ・申請時において市内に住所を有する50歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ25デシベル以上の軽度・中等度難聴の方
- ・医師により補聴器の装用が必要と判断された方
- ・令和8年1月30日（金）までに助成金の交付申請を予定している方

4 助成額

補聴器購入費用の半額（上限22,000円）

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

5 令和7年度 助成対象者 上限数

50人

6 助成対象機器

管理医療機器の指定を受けた補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールドを含む。）

※ 認定補聴器専門店で購入する場合があります。

※ 修理、部品の交換、調整等の費用、付属品（電池、充電器、イヤモールド）の単体での購入、集音器の購入は助成対象外になります。

7 手続きの流れ

案内チラシ「50歳以上の軽度・中等度難聴者に補聴器購入費を助成します
～抽選申込が必要です～」裏面をご参照ください。

8 その他

補聴器の早期装用のメリット

- ・補聴器に早く慣れることができる
- ・脳が言葉を聞き取る能力を維持できる

問い合わせ先
鈴鹿市 健康福祉部
長寿社会課 前川・永田
電話 059-382-7935